

中野駅周辺まちづくり推進会議設置要綱

2010年7月30日

要綱第136号

(設置)

第1条 中野駅周辺地区において、中野区民、事業者・開発地権者(以下「開発地権者等」という。)及び中野区が協力して、東京の新たな活動拠点にふさわしい魅力あるまちづくりを推進するため、中野駅周辺まちづくり推進会議(以下「推進会議」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 推進会議は、次に掲げる事項について検討する。

- (1) 中野駅周辺のまちづくりに係る基盤整備計画等に関する事。
- (2) 中野駅周辺のまちづくりに係る景観及び環境に関する事。
- (3) 中野駅周辺のまちづくりに係るユニバーサルデザインに関する事。
- (4) 中野駅周辺のにぎわい、魅力づくり等に関する事。
- (5) 前4号に掲げるもののほか、中野駅周辺のまちづくりに関する事項

(構成)

第3条 推進会議は、次の各号に掲げる35名以内の委員をもって構成する。

- (1) 学識経験者 3名以内
- (2) 中野区内の町会、商店会、福祉団体の連合会等のうち中野区長が指定する連合会等が推薦する者 9名以内
- (3) 中野区内の商業、工業等に係る団体等のうち中野区長が指定する団体等が推薦する者 6名以内
- (4) 中野駅周辺のまちづくりに係る開発地権者等により組織された団体が推薦する者 7名以内
- (5) 中野駅周辺のまちづくりに関係する法人のうち中野区長が指定する法人が推薦する者 3名以内
- (6) 公募による中野区民 3名以内
- (7) 中野区の職員で次に掲げる職にある者
 - ア 中野区副区長(中野区長の職務を代理する副区長の順序を定める規則(平成22年中野区規則第50号)に規定する第2順位の副区長に限る。)
 - イ 中野区経営室長
 - ウ 中野区都市政策推進室長
 - エ 中野区都市基盤部長

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、区長が委嘱又は任命をした日から当該日の属する年度の末日までとする。

(座長及び副座長)

第5条 推進会議に、座長及び副座長を置く。

- 2 座長は、委員のうちから中野区長が指名する。
- 3 副座長は、委員のうちから座長が指名する。

(運営)

第6条 推進会議は、座長が招集し、会務を総理する。

- 2 副座長は座長を補佐し、座長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 3 推進会議に幹事を置き、次に掲げる者をもって充てる。
 - (1) 中野区都市政策推進室産業・都市振興分野統括管理者
 - (2) 中野区都市政策推進室中野駅周辺まちづくり分野統括管理者
- 4 座長は、必要があると認めるときは、第3条各号に掲げる者以外の者に推進会議への出席を求め、その意見を聴くことができる。

(委員の代理)

第7条 委員は、やむを得ない事由により推進会議に出席できないときは、代理人を出席させることができる。

(委員会への報告)

第8条 推進会議を開催したときは、その会議の内容について、直近の中野区議会中野駅周辺地区等整備特別委員会に報告するものとする。

(庶務)

第9条 推進会議の庶務は、都市政策推進室において処理する。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、座長が定める。

附 則

この要綱は、2010年7月30日から施行する。

附 則(2011年4月1日要綱第79号)

この要綱は、2011年4月1日から施行する。

附 則(2011年9月1日要綱第174号)

この要綱は、2011年9月1日から施行する。